

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月28日

【事業年度】 第12期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

【会社名】 株式会社ツナグ・ソリューションズ

【英訳名】 TSUNAGU SOLUTIONS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 米田 光宏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

【電話番号】 03-3501-0279

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート統括本部長 片岡 伸一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番3号

【電話番号】 03-3501-0279

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート統括本部長 片岡 伸一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年12月25日に提出いたしました第12期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものではありません。

2 【訂正事項】

5 【役員の場合】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

a . 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

e . 社外取締役及び社外監査役について

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

5 【役員の状況】

(訂正前)

男性11名 女性2名(役員のうち女性の比率15.4%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	多田 斎	昭和30年6月29日生	昭和53年4月 野村証券株式会社入社 平成11年6月 同社取締役 平成15年4月 同社常務取締役 平成15年6月 同社常務執行役 平成18年4月 同社専務執行役 平成20年10月 同社執行役兼専務(執行役員) 平成21年4月 同社執行役副社長 平成22年6月 同社執行役副社長兼営業部門CEO 平成23年4月 同社Co - COO兼執行役副社長 平成24年4月 同社取締役兼執行役会長 平成24年8月 同社常任顧問 平成25年4月 株式会社野村総合研究所顧問 平成25年6月 株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長 平成25年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長 平成27年4月 株式会社DSB情報システム代表取締役会長 平成27年12月 株式会社DSBソーシング代表取締役会長 平成28年4月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長 平成29年4月 株式会社セレス社外取締役(現任) 株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役 平成29年6月 同社相談役 平成29年11月 株式会社ライトオン社外取締役(現任) 平成30年12月 当社取締役(現任)	(注)3	—
取締役	—	中江 康人	昭和42年4月28日生	平成3年4月 株式会社葵プロモーション(現株式会社AOI Pro.)入社 平成18年7月 同社執行役員 平成20年6月 同社上席執行役員第一プロダクションディビジョン本部長 平成22年6月 同社常務取締役 平成27年2月 同社代表取締役社長 グループCEO 平成28年6月 同社代表取締役社長執行役員(現任) 平成29年1月 AOI TYO Holdings株式会社代表取締役 平成30年1月 同社代表取締役社長COO(現任) 平成30年12月 当社取締役(現任)	(注)3	—

(訂正後)

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18.2%)

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

a . 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

(訂正前)

当社の取締役会は取締役10名、うち3名は社外取締役で構成され、「取締役会規程」に則り原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督をする機関と位置づけております。取締役会では毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しているなか、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能を果たしております。また、社外取締役が他の取締役の職務執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性の確保に努めております。

(訂正後)

当社の取締役会は取締役8名、うち1名は社外取締役で構成され、「取締役会規程」に則り原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行の監督をする機関と位置づけております。取締役会では毎月の営業状況や業績の報告が行われ、経営課題等について審議・決議しているなか、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能を果たしております。また、社外取締役が他の取締役の職務執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性の確保に努めております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

e . 社外取締役及び社外監査役について

(訂正前)

当社では、社外取締役3名と社外監査役3名を選任しております。

(訂正後)

当社では、社外取締役1名と社外監査役3名を選任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

(訂正前)

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役3名及び社外監査役3名との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲とする契約を締結しております。

(訂正後)

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役1名及び社外監査役3名との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲とする契約を締結しております。